

学習者用端末等貸与依頼書兼誓約書

十日町市立学校学習者用端末等貸与要綱に基づき、学習者用端末等の貸与について、下記のとおり依頼するとともに、下記の誓約事項を遵守することを誓約します。

■ 誓約事項（署名前に必ずお読みください）

次は特に守っていただきたい主要なルールです。これ以外を含め、要綱・要領・ガイドラインの内容をすべて確認し、遵守します。

（1）目的・取扱い

- 端末は市の財産です。丁寧に扱い、授業・家庭学習など学校が認めた目的でのみ使用します。

（2）やってはいけないこと

- 学習に関係のない利用（ゲーム・動画視聴等）、他人への貸与・他人の端末の使用、設定変更・アプリの無断インストール・分解改造
- 他人の ID/パスワードの使用、自分の ID/パスワードを他人に教えること
- インターネットでの不適切な利用、学校・教育委員会の指示に反する使用

（3）大切に扱うための注意

- 常にケースに入れて使用し、使わないときはふたを閉じます。
- 水回り・飲み物のそば、ストーブ付近や真夏の車内、不安定な場所での使用・保管・放置をしません。使わないときは安全な場所に保管します。

（4）故障・破損・紛失等があったとき

- 速やかに学校へ連絡し、指示に従います。
- 家庭など学校の管理外で生じた場合は、報告書（様式第3号）を学校へ提出します（学校の管理下で生じた場合は学校が報告し、家庭の提出は不要です）。

（5）費用負担（弁償）について【重要】

- 破損・紛失等の状況によっては、修理費用又は再取得費用の弁償を求められることがあることを理解し、同意します。
- 詳しい取り扱いは裏面に記載しています。必ずご確認ください。

■ 同意及び署名

上記の誓約事項に同意のうえ、下記児童生徒が使用する端末の貸与を依頼します。

十日町市立 _____ 学校長 様 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

十日町市立 _____ 学校 ____ 年 ____ 組

児童生徒氏名（自署） _____

保護者氏名（自署） _____

■ 費用負担（弁償）について【詳細】

表面（5）に関する詳しい取扱いは、以下のとおりです。署名前に必ずお読みください。

1 費用負担の基本的な考え方

「どこで（誰の管理のもとで）」破損・紛失等が起きたかによって取扱いが異なります。

【学校の管理下（授業中・休み時間・登下校中等）で起きた場合】

故意による場合を除き、原則として費用はかかりません。

【家庭など学校の管理外で起きた場合】

次のときは、修理費用又は再取得費用の全額の弁償を求めることがあります。

①故意による破損・紛失等

（例）

- 端末を投げる、たたきつける、踏みつける
- 故意に画面を割る、傷をつける
- わざと紛失した、または隠した
- 端末を他人に譲渡し、または売却した

②重大な過失（著しい不注意）による破損・紛失等

（例）

- 風呂場、洗面所、飲み物のすぐ横など、水濡れが予見できる場所での使用・保管による破損
- ストープの近く、真夏の車内など、熱による破損が予見できる場所での使用・保管による破損
- 積み上げた本の上、クッションの上など、不安定で落下が予見できる場所への放置による破損
- 屋外、公園、店舗等への放置・置き忘れによる破損・紛失
- 手に持って走るなど、不適切な持ち運びによる破損
- 端末の上に座る、重いものを載せるなど、過度な圧力をかけたことによる破損
- ペットがいる場所への放置による破損
- 端末の分解・改造、または学校を通さない修理による破損

③ルールに違反中に生じた破損・紛失等

（例）

- 学校の許可なく持ち出した先での破損・紛失
- 学習に関係のない用途（ゲーム、動画視聴等）で使用中の破損

2 弁償額

- 修理できる場合……修理にかかる費用
 - 修理できない場合・紛失した場合……同等の機器を新たに購入する費用
- 原則として、実際にかかる費用の全額をご負担いただきます。